

平成21年2月度第2回街づくり委員会（臨時）議事録

日時：’09-2-13（金）19：30～21：00

場所：膳所駅前商店街振興組合事務所

出席者：雨宮、奥村、志賀、上原、橋本、中井、竹吉、戸所、乾
竹内照夫、 欠席）森、寺井、原田、西本、杉本、川上

議事内容：

前回の委員会で、コミュニティバス運行に対する行政からの助成金の話が話題となった。情報交換のため竹内議員との交流の場を設ける企画が提案され、今回実現した。

以下は竹内議員から提供のあった情報の概要である。

1. 地方バス路線維持対策

乗合バス路線に対しては事業者独自の維持が困難な場合、国庫補助制度（国、県、市町）により維持が図られている。これにも拘わらず、路線廃止・乗合バス事業者が撤退に至る場合は、市町を主体とするコミュニティバス路線が設定されて県単独補助支援が行われている。バス運行費、車両購入費が乗合バス事業者や市町に対して行われている。

2. 滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱（平成14年制定）の概要

本要綱で、知事は市町が地域住民の日常生活に必要な地方バス路線を維持する場合、予算の範囲内で交付金を補助するとされている。その補助対象は

① コミュニティバス、デマンドタクシーを運行する市町

② コミュニティバス、デマンドタクシーを運行する事業者に補助等を行う市町である。コミュニティバスに対する運行補助金は、地域住民の生活上必要な路線であること、1系統の1日運行回数が20回以下条件を満たしていることなどが条件となっている。

なお、ここで云う「コミュニティバス」とは「市町が道路運送法の登録を受けて運行する乗合バスおよび市町が事業主体となり、運行ルートや運行時刻を決め乗合事業者運行を依頼している乗合バス」と定義されている。

上記の通り、コミュニティバス事業に対する行政からの補助金制度は存在するが、わが街つくる会が導入を目指すコミュニティバス事業は本制度の対象とならない。以前に伺っている、①助成金の拠出は出来ない、②ソフト面の支援はやぶさかでないとの大津市の見解とも符号する。わが街つくる会が目指す住民主体のコミュニティバス事業の導入においては、従来から議論している通り、採算性が最重要の課題である。更なる勉強を続けて実現を目指したい。

以上